

内閣府による支援施策について

令和7年1月27日(月)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 鈴木祥弘

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少



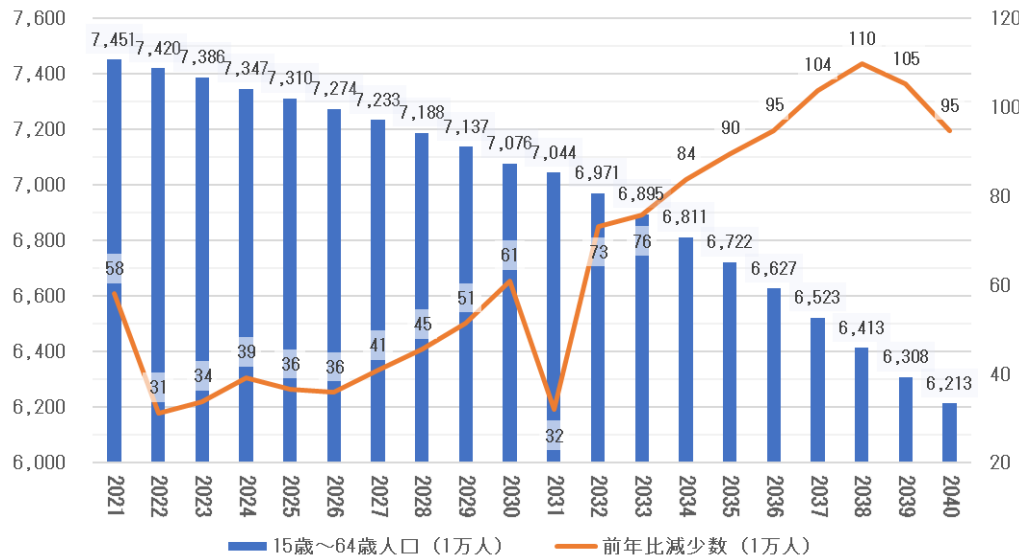
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15~64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

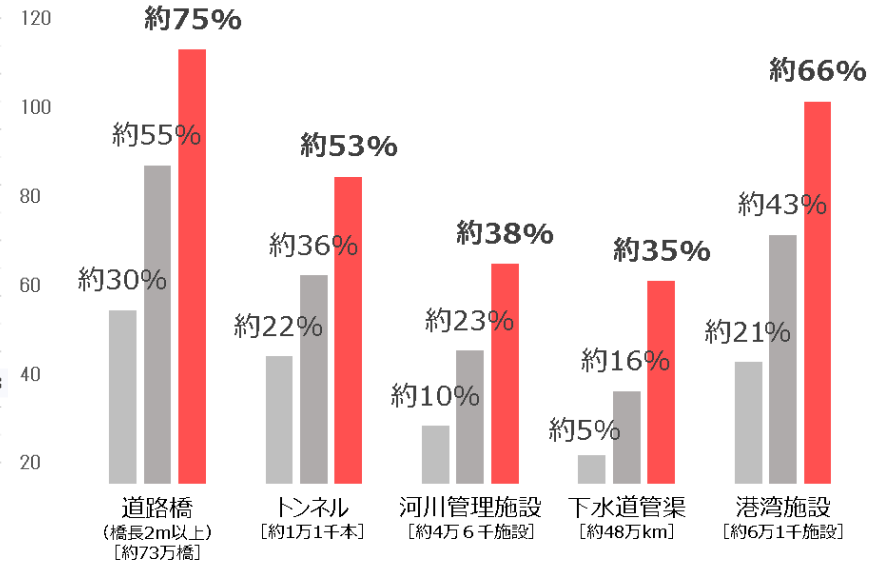
生産年齢人口の推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典:国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、
老朽化や防災等の
地域課題に対応

- ・**地方自治体** : 長期契約や一括発注、性能発注による歳出の効率化
- ・**住民** : 民間のノウハウ・柔軟な創意工夫を生かした住民サービスの向上
- ・**地域企業** : ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出

三方よし

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

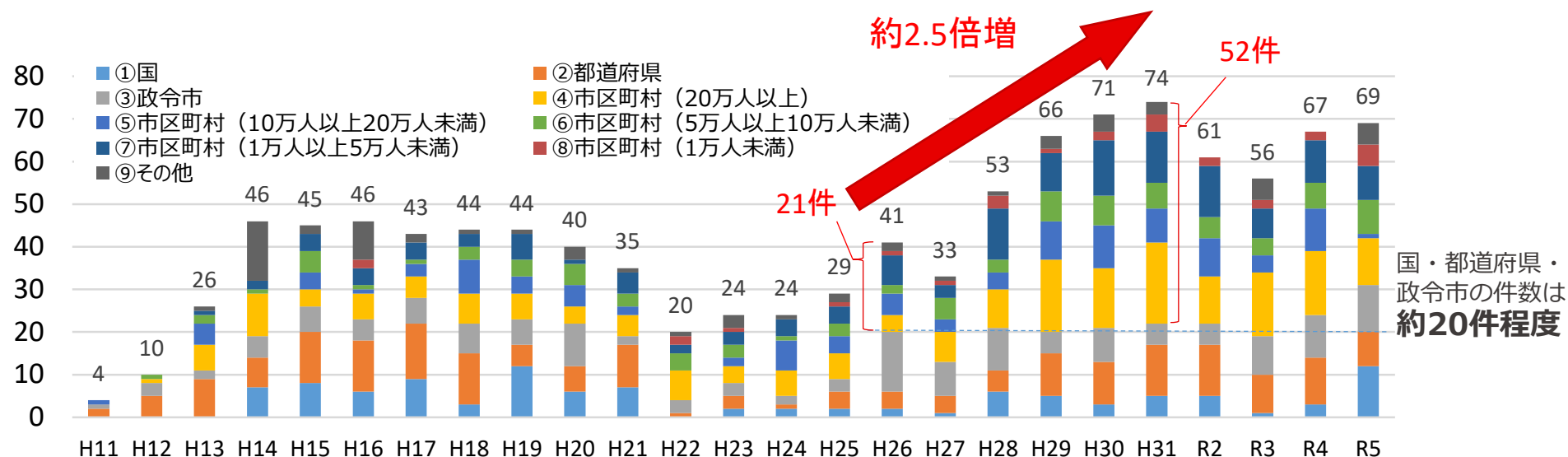
PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業)のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

PFI事業の実施状況／事業主体別事業数

(内閣府調べ)

○全体のPFI事業実施件数 1,071件

(令和6年3月31日現在)



近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。
近年は新規件数の半数以上が市区町村によるもの。

PFI事業の実施状況／地方公共団体の規模別

○地方公共団体におけるPFI事業の実施状況（令和6年3月31日時点）

都道府県

総団体数 47団体
PFI実施団体数 41団体
PFI事業の実施率 87.2%

政令市

総団体数 20団体
PFI実施団体数 20団体
PFI事業の実施率 100.0%

人口20万人以上 市町村

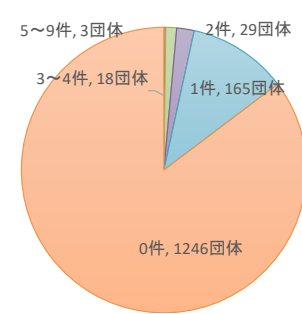
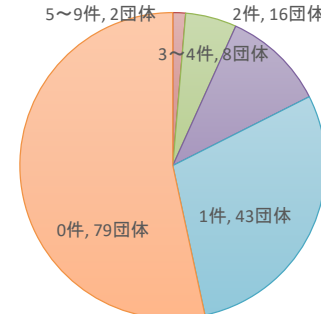
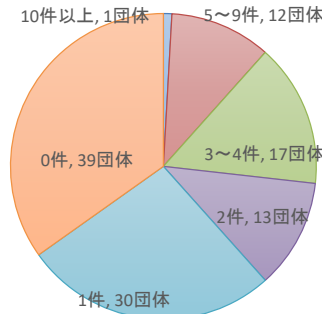
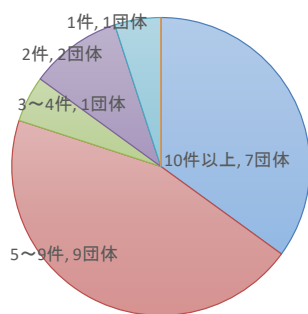
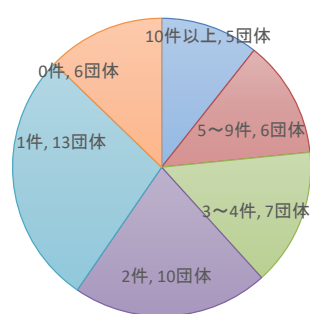
総団体数 112団体
PFI実施団体 73団体
PFI事業の実施率 65.2%

人口10～20万人以上 市町村

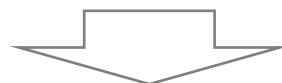
総団体数 148団体
PFI実施団体 69団体
PFI事業の実施率 46.6%

人口10万人未満 市町村

総団体数 1,461団体
PFI実施団体 215団体
PFI事業の実施率 14.7%



※件数、実施団体ともにH11からの累計数
※人口はR6.1.1時点を基準とする



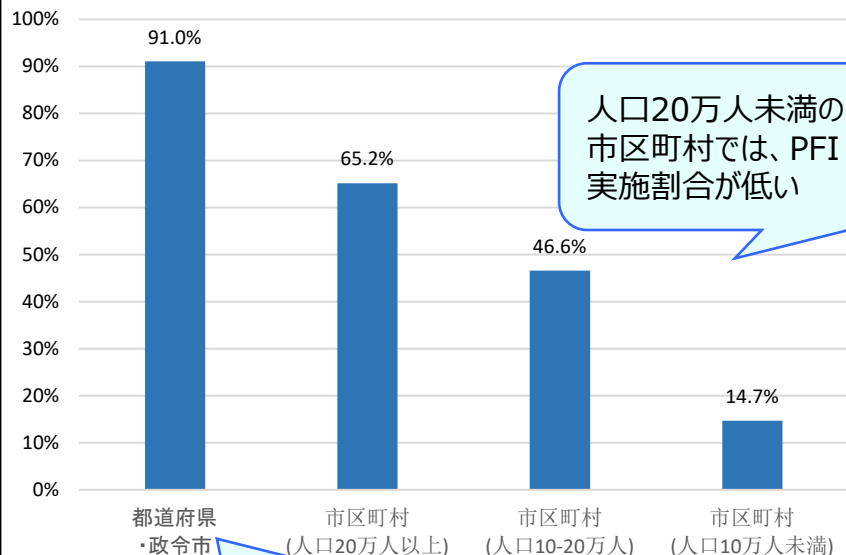
人口20万人以下の市区町村のPFI実施団体は増えているが、PFI事業の実施率は低い。
市区町村におけるPFI事業の普及拡大により、PFI事業の実施件数のさらなる増加が期待できる。

地域におけるPPP/PFIの活用拡大の方向性

- ◆ 地方公共団体のPFI実施状況には偏りがあることから、幅広い団体の取組を促進することが必要。
- ◆ 具体的には、特に小規模な地方公共団体のPPP/PFI事業の活用促進を図るため、以下の取組を実施。
 - 地域プラットフォーム※¹未設置の都道府県に対してヒアリング等の個別対話を実施し、設置機運の醸成を図るとともに、設置意向のある地方公共団体における地域プラットフォームの設置を支援。既設置の地域プラットフォームの広域化等による機能強化も支援。
 - 優先的検討規程※²について、策定の目途が立っていない人口10万人以上の地方公共団体に対して策定を促すとともに、策定意向のある小規模な地方公共団体の策定や実効性のある運用を支援。
 - これらの取組により小規模な地方公共団体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFI事業の促進を図る。

■自治体規模別のPFI実施割合

※令和5年度末時点



R6.3末時点で6県が未実施

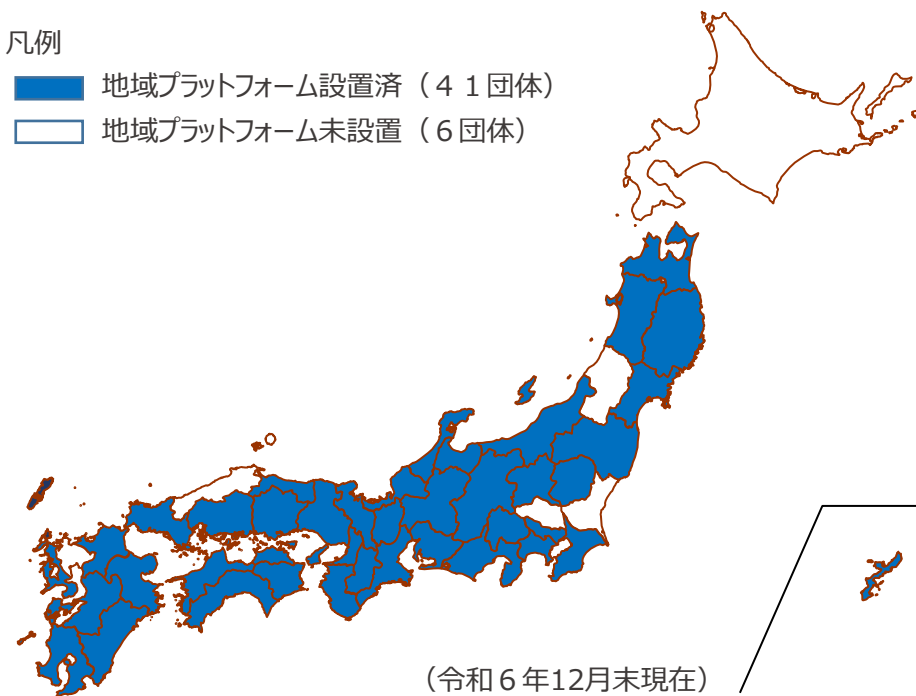
※¹ PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

※² 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

■都道府県別地域プラットフォーム設置状況

凡例

- 地域プラットフォーム設置済 (41団体)
- 地域プラットフォーム未設置 (6団体)



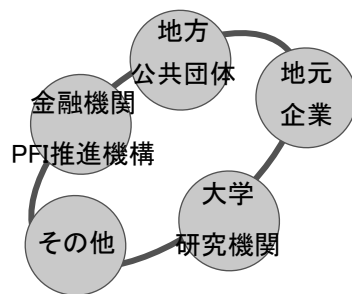
令和7年度 PPP／PFI推進に資する支援措置

支援①～③の募集期間は令和7年1月9日～2月28日正午。支援期間は令和7年度内を予定。

※本募集については、令和7年度予算が成立した場合に支援（執行）が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。④の募集時期等の詳細は未定です。

① 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成に向けた支援（形成支援型）や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援（運営課題解決型）を実施



② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程の支援を実施

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1) 人口20万人未満の地方公共団体

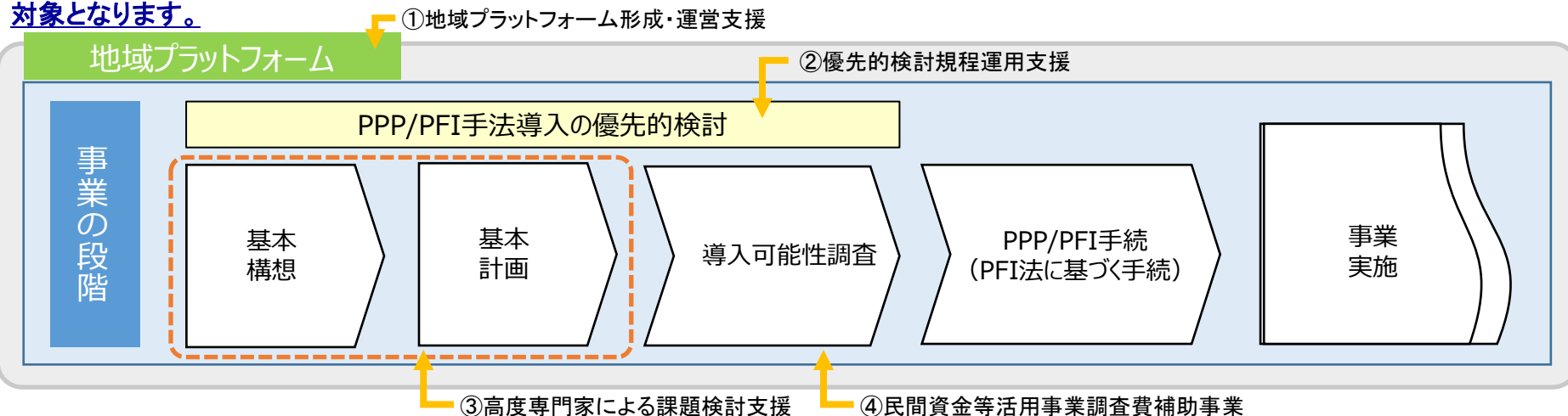
(2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。



①地域プラットフォーム形成・運営支援

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施

支援内容

■支援対象

【形成支援型】

地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

■具体的な支援事項(例)

【形成支援型】

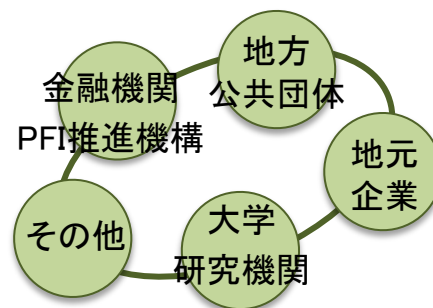
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討までを支援

- ・構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言 等

【運営課題解決型】

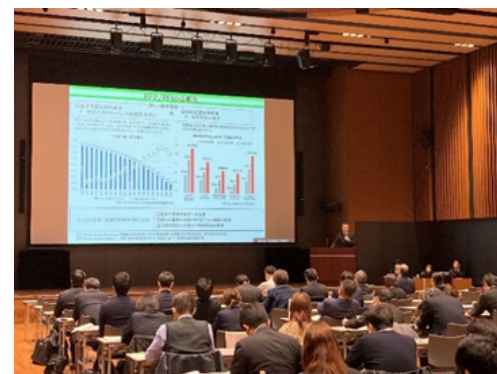
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの運営課題の解決策の検討・実施を支援

- ・運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
(千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)



オープン型サウンディングの開催
(鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)

②優先的検討規程運用支援

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和7年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



庁内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■支援対象

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等
(代表例)

- ・ 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- ・ 収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・ 公的不動産利活用事業
- ・ PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- ・ 指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ・ ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・ 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・ 事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等) 等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「**地方独立行政法人**」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始
- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



<外観>

出典: 大阪中之島美術館公式HP

内閣府PPP/PFI推進室 R7当初予算案概要【予算案額約2.1億円】

〈内閣府PPP/PFI推進室 当初予算の全体像〉

項目	R7当初予算案額(万円)	R6当初予算額(万円)	前年度比
民間資金等活用事業調査等に必要な経費	20,920	16,918	1.24
政策調査員等の給与、職員・政策調査員等の旅費 など	5,122	4,667	1.10
民間資金等活用事業調査費	12,408	12,251	1.01
民間資金等活用事業調査費補助金	3,400	—	皆増

民間資金等活用事業調査費【予算案額:124,077万円】

- ①地域プラットフォーム形成支援
- ②地域プラットフォーム運営課題解決支援(新規)
 - ・継続的・安定的な官民対話の促進による地域プラットフォームの効果的な運用を目的とした支援の実施
- ③高度専門家による課題検討支援
- ④協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援
- ⑤優先的検討規程運用支援

民間資金等活用事業調査費補助金【予算案額:3,400万円(新規)】

- ・コンセッション等のPPP/PFI事業の導入に必要な調査委託費を定額補助
- ・補正予算で実施してきたものを当初予算化

※R6補正予算において、民間資金等活用事業調査費補助金は17,850万円措置

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・ 代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・ 代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

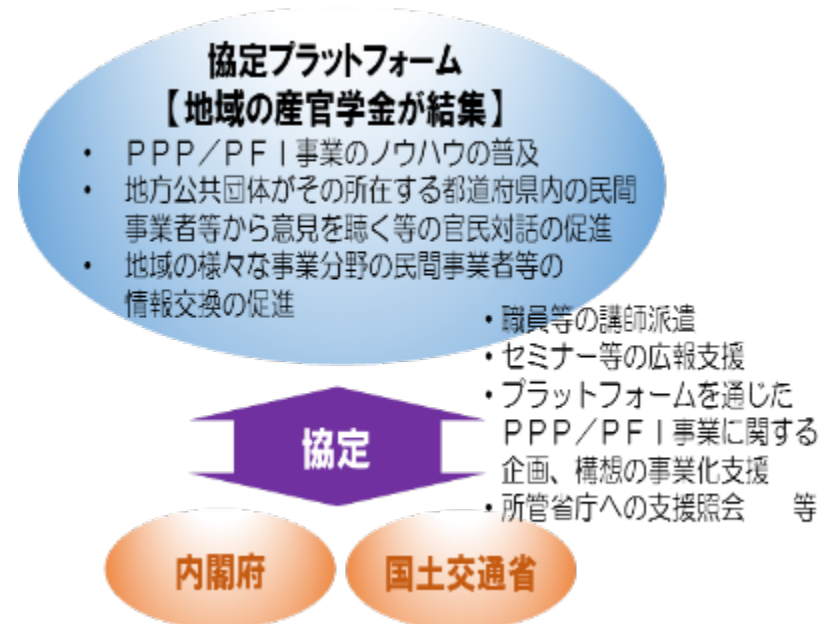
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・ 参加者のPPP/PFI事業の ノウハウ習得の機会
- ・ 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の 官民対話の機会
- ・ 地域の様々な事業分野の民間事業者等の 情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】

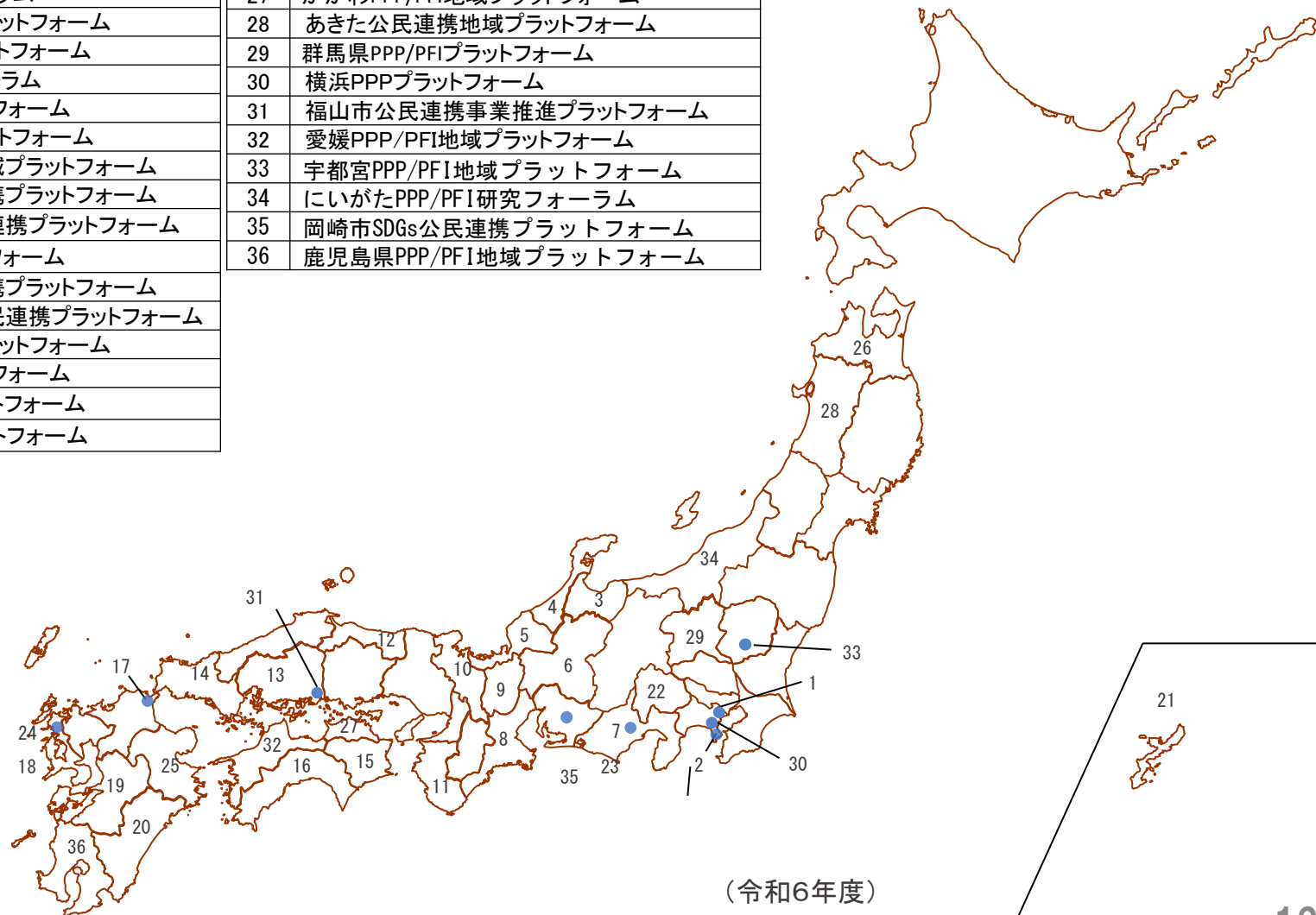


※令和6年度は36地域と協定を締結

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度 協定先

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	静岡県官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム



6)PPP/PFI専門家派遣制度の概要

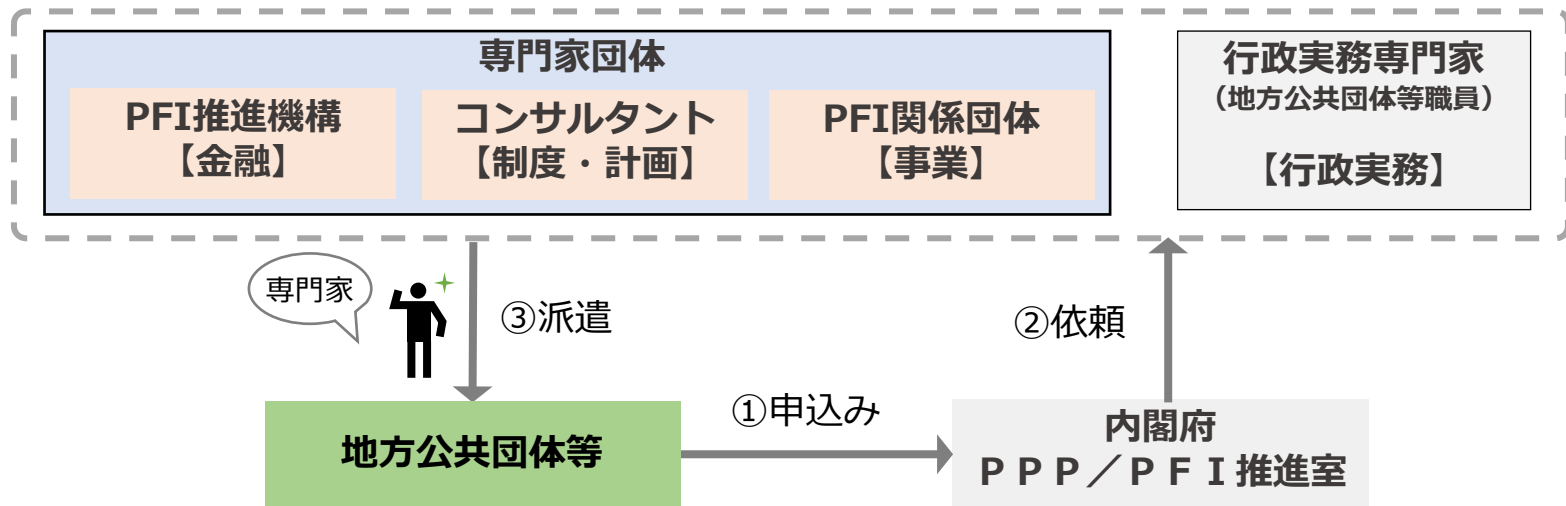
- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。行政実務専門家（地方公共団体等職員）、民間の専門家（コンサルタント等）、PFI推進機構の中から専門家の選択が可能
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施

（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）

- ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
- ・ 事業の案件形成に関する相談
- ・ 庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
- ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談
- ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
- ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
- ・ 金融、ファイナンスに関する相談



PPP／PFI事業優良事例表彰の創設

- PPP/PFI推進アクションプランに基づき、**内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設**し、令和6年1月から公募を実施。
※PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。
※内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰。
- 内閣府特命担当大臣等による**第1回表彰式を令和6年6月28日に開催**。

参考：「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」

2. PPP／PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP／PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

④ PPP／PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。（令和4年度開始）〈内閣府〉

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）
優秀賞（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）表彰 各部門1件程度）
特別賞（選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）
※公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業が対象
※連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間：令和6年1月31日（水）～令和6年3月29日（金）正午
表彰式：令和6年6月28日（金）
※特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考
掲載先URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」受賞事業

○第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

＜大臣賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧荻田家付属町家群活用事業（城下小宿 粋や）	岡山県津山市	部門B

＜優秀賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所粋町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

＜特別賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

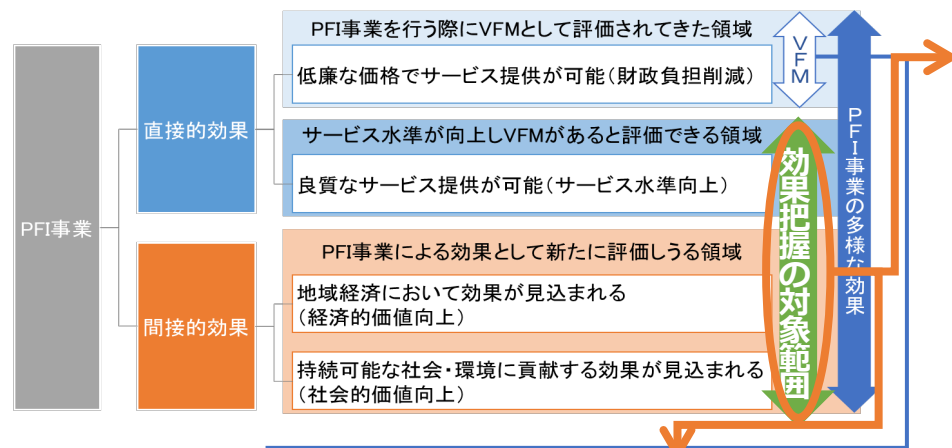
※ 部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

PPP／PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集策定(令和5年9月)

多様な効果手引・事例集の着眼点

- ・P F I は、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供手法として、主に財政負担縮減（VFM）が重視される傾向。
- ・地域経済・社会に貢献するローカルPFI の確立と普及のため、財政負担縮減のみならず、**持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果の把握**し、P P P ／ P F I 事業の**多様な効果を定量的に評価できるよう手引・事例集として整理**した。



	財政負担の削減	多角的効果
優先的検討	費用総額の比較	多様な効果の有無を把握
実施方針策定		関連する政策目標・上位計画を整理
特定事業選定	予定額に基づくVFM算定	解決したい課題に基づく評価軸や評価の着眼点を設定
公募要項公表		課題解決に効果を発揮する評価項目を整理(「ローカルPFI」を標榜)
官民対話		事業者視点からの評価項目の適正性について意見聴取
提案評価	契約金額に基づくVFM算定	評価項目ごとの評価指標を具体化し、事業者からの提案内容を評価
契約条件調整		提案時に事業者が示した目標値等の適合性確認やモニタリング指標の協議
モニタリング	実際のコストに基づくVFM算定	実施方針から一貫した評価軸によるモニタリング指標を用いてPFIの効果を測定※

※モニタリング指標は、事業期間中の事情の変更等により、適宜修正が行われることが想定される。

多様な効果の事例紹介

06

文教施設
複合施設

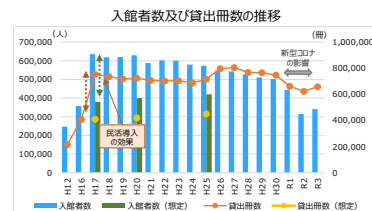
桑名市図書館等複合公共施設特定事業

(三重県桑名市)

桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭小化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。本事業は、旧図書館と比較し規模が増大し人材確保が困難であったことから、運営業務を民間に委ねることで、多様なサービスニーズへ対応し専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現、併設した独立採算事業の力も人気があり、中高生の利用も多いことから中心市街地活性化に寄与している。

事業実施により実現した
多様な効果の指標及び評価

PPP/PFI導入の効果				
VFM	特定事業選定時	5.5%～12.5%	契約時	22.0%
公共サービス水準	サービス・利便性向上	入館者数(図書館) 25万人/年(H12)	従後	50万人/年(H30)
		貸出冊数(図書館) 21万冊/年(H12)	従後	75万冊/年(H30)
		有資格者数	従後	司書21人(H30)
	迅速・柔軟な対応	図書等不明簿価率	従後	簿価総額 0.0304%(H30)
		開館時間の延長	従後	午前9時～午後9時
	行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書館の運営、資料・備品の購入・管理等)	従後	事業者が実施(規模増大・専門性への対応)
経済的価値	地方創生	地域雇用の創出(市内雇用者割合)	スタッフの50%程度は地域雇用	
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入	民間提案によるICT化、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)	



事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税抜)
施設概要	中央図書館、中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、入居センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
S P C の構成企業	代表企業 鹿島建設㈱ 構成企業 ㈱佐藤総合計画、㈱図書館流通センター、セントラルリース㈱、積村ビル管理㈱、㈱三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書等の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



- ・**ローカルPFIの考え方**や多様な効果指標の指標連動方式への活用方法についても提示。

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

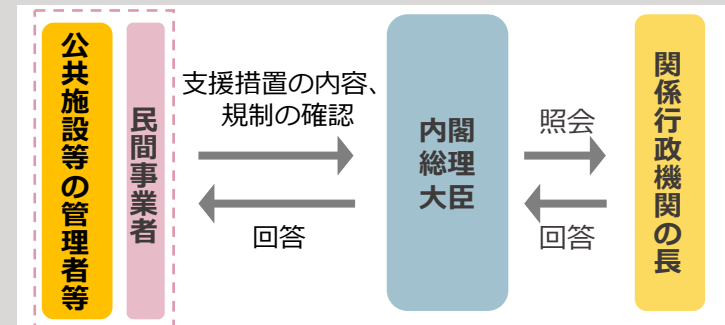
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和6年3月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 マニュアル・関連リンク よくある御質問
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

[PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:342KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyoyou/jigyoyou_index.html

①事業名・事業主体			③事業内容								
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)						⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)		
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内 容指定) ※利用料収入、用 途指定の利便施設 等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会 社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会 社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラス	

国による支援事業の公表(令和6年8月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府
Cabinet Office

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

English 検索

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については関係省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和6年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:344KB\)](#)
2. [令和6年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:50KB\)](#)

データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和6年6月30日現在

企画・立案 導入可能性調査 アドバイザリー 設計 建設 維持管理・運営 その他

1 地域プラットフォーム形成支援 (PPP/PFI推進室)

2 優先的検討規程運用支援 (PPP/PFI推進室)

番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容			問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655	

新しい地方経済・生活環境創生交付金の概要

新しい地方経済・生活環境創生交付金とは



地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

○地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

- ① 地方版総合戦略に位置付けられた自主性と創意工夫に基づく、地方創生に資する地域の独自の取組であること
- ② 先導的な事業として、目指す将来像及び課題の設定、KPI設定の適切性に加え、**自立性、地域の多様な主体の参画**等の要素を有する事業であること
- ③ 事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

○交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

例えば、PFI方式による一体的な設計・施設整備・運営を行う場合等の費用については、

交付金の対象となり得る。

（※1）採択見込額を超える申請があった場合、**PFI法に基づく事業については優先採択の対象となる。**

（※2）ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外となる。

交付金の活用事例＜PFIを活用した取組＞

愛知県（R3当初）

～日本最大のスタートアップ支援拠点を新設～

スタートアップと地域のモノづくり企業の交流を図る場として、1,000社の利用を想定したスタートアップ支援拠点を整備。

多くのスタートアップ関係者を巻き込み、継続的にイノベーションを起こすことで、県の地域産業経済の競争力を維持・強化する。

（事業名：愛知県スタートアップ支援拠点整備事業、事業年度：R3～R6）

滋賀県（R4当初）

～新幹線の駅前に総合的な技術開発拠点を新設～

長浜市と彦根市の2箇所に所在している東北部工業技術センターを、米原市の新幹線駅前に移転統合し、総合的な技術開発拠点として整備。オープンイノベーションセンターを設置し、研究開発型ベンチャー企業・第二創業の成長による地域産業の活性化を図る。

（事業名：製造業のスタートアップとイノベーションを促進する「企業に寄り添うパートナーシップ型工業技術センター」整備事業、事業年度：R4～R6）

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列举。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

